

令和2年第2回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和2年2月28日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和2年2月28日	開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時	開 会	令和2年2月28日(金) 午後2時00分			
	閉 会	令和2年2月28日(金) 午後2時50分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出
8	久保 行弘	出	5	柳 一男	出
9	塚原 勝美	出	6	須藤 和彦	出
10	塚越 石夫	出	7	橋本 繁穂	出
11	新井 眞一	出	8	澁澤 隆之	出
12	丸山 佐知子	出	9	塚原 昇	出
13	栗田 裕可	出	10	秋山 務	出
14	福島 明	出	11	尾熊 博章	出
15	木村 英昭	出	12	根岸 邦治	出
16	森 秀樹	出	13	飯野 篤己	出
17	長谷川 美智子	出	14	大澤 慶三	出
18	設楽 弥栄子	出	15	石塚 保	出
19	持田 實	出	16	柴崎 立志	出
20	新井 美津子	出			
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	農地係主査	坂本 善雄			
	農地係主任	中島 寛			
	農地係主任	小林 豊			
参 与	産業振興部 部長	飯野 勇人			
	産業振興部 次長兼商工振興課長	佐藤 靖彦			
	農業振興課長	葦塚 洋明			

深谷市農業委員会総会日程

令和2年2月28日(金) 午後2時から
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 6 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 7 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 8 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 9 号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について
- 5) 報告第 10 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 11 号 農地の改良に係る届出について
- 7) 議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 9 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 10 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 11 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 11) 議案第 12 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 13 号 深谷市農地利用最適化推進委員の担当区域等に関する規則の一部を改正する規則について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和2年第2回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに、本日は欠席委員の方はいらっしゃいません。従いまして、委員24人中 24人の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されているため、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 まず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号19番、議席番号20番、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
進 行 状 況		議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第6号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」	事務局	報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、合計9件でございます。
	報告第7号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。 本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、合計7件でございます。 なお、整理番号6番の農地につきましては、あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、農業委員会事務局までお知らせください。 よろしくお願いいたします。
	報告第8号 「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第8号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用でございます。 「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」は、合計4件、合計面積は3,607㎡でございます。

会 議 件 名		て ん 末	
議 進	報告第9号 「農地法第4条第1項第9号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第9号「農地法第4条第1項第9号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 本件は、農地に敷地面積200㎡未満の農業施設を建築する場合に届出を行うものです。 「農地法第4条第1項第9号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について」は、1件、合計面積は199㎡でございます。
	報告第10号 「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に、報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。 「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」は、合計13件、合計面積は6,428.91㎡でございます。
		事務局 議長	報告第6号から報告第10号につきましては、以上でございます。 ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました報告第6号から報告第10号につきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
行 状 況	報告第11号 「農地の改良に係る届出について」	議長	次に、報告第11号「農地の改良に係る届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。 なお、本件は農地改良でありますので、指導委員の推薦をあわせてお願いします。
		事務局	報告第11号「農地の改良に係る届出について」でございます。本件は、1,000㎡未満の農地改良を行う場合でございます。深谷市農地の改良に関する指導要綱に基づきまして、実施されるものでございます。
		事務局	整理番号1番でございます。 (議案書・所在地、改良計画の概要の説明) 改良の方法につきましては、比企郡小川町地内のストック残土630㎡ほどを入れまして、全体を現況面より60cm程嵩上げを行うもので、道路面より30cm程度の嵩上げとなります。 工事期間は、令和2年3月16日から令和2年4月15日でございます。なお、改良後はハウスを建設し椎茸栽培を行う予定でございます。指導委員につきましては、議席番号6番、議席番号12番を提案させていただきます。 報告案件につきましては、以上となります。
	議長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました報告第11号につきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。 続いて、農地改良指導委員を指名いたします。議席番号6番、及び、議席番号12番を指名いたします。指名いたしました委員におかれましては、指導をよろしく願います。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案第8号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議 長	次に、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきます。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、計画の決定を求めるものでございます。
		事務局	本日の総会において計画が決定されますと、令和2年3月13日に公告することにより、令和2年4月1日より利用権が設定されることとなります。 【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】
		事務局	それでは、17ページの計画概要について説明いたします。詳細につきましては、続く18ページから46ページにございます。また、別添の議案資料の1ページに「借受人別内訳」がございますので、あわせてご参照ください。
		事務局	今回の計画におきましては、合計 75件 189,359㎡、借り手 延べ45名、貸し手 延べ75名、筆数 162筆の設定となっております。 農用地利用集積計画(案)の概要説明は以上でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただ今、事務局より説明のありました、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号22番から整理番号26番につきましては、議席番号24番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議席番号24番には、暫時退室をお願いします。 (議席番号24番の委員退室)
		議 長	それでは、整理番号22番から26番の件に関して審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	議席番号24番の委員の入室をお願いします。 (議席番号24番の委員入室)
議 長	それでは、先ほど決しました以外の案件につきまして、一括審議いたしますが、整理番号2番から5番、整理番号37番から40番及び整理番号53番から55番につきましては、新規就農に関する案件ですので、委員の意見を求めます。 はじめに、議席番号8番、お願いします。		

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	8番	<p>利用権、新規就農報告をいたします。</p> <p>整理番号2番から5番の借受人の新規就農につきましては、令和2年2月19日に私と議席番号5番、農地利用最適化推進委員10番、事務局職員でヒアリングを行いました。</p> <p>借受人は富岡市で4年間、専業農家として露地や施設でなすの栽培をしておりましたが、家族の意向などもあり、この度、実家のある深谷市に拠点を移すこととなりました。</p> <p>今後、深谷市においては露地なすを中心に栽培していく考えです。</p> <p>両親はもともと非農家ですが、これまでも時折農作業を手伝っており、また、今後専従する意向もあることから、労働力として見込み、そのほか、要所で友人やパートに手伝ってもらう予定とのことです。</p> <p>自己所有の農機具類もあり、なす農家としてのこれまでの栽培の実績もあることから、今回の就農については特段問題ないものと考えます。農家をやるうえで、助言や相談のできる仲間がいると心強いと思いますので、委員としても力になれば、と考えております。</p>	
	議 長	<p>議席番号8番ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農地利用最適化推進委員7番お願いします。</p>	
	最適化 推進委員 7番	<p>利用権、新規就農報告をいたします。</p> <p>整理番号37番から40番の借受人の新規就農につきましては、令和2年2月19日に、私と議席番号14番会長職務代理、事務局職員でヒアリングを行いました。</p> <p>借受人は、IT関連の事業を営んでいる法人です。IT業界では各産業の情報が入ってくるため、これまで1次産業と他の産業の架け橋の役割を担ってきたようですが、実際に農業を行いより理解を深めたいと思ったこと、ITやAIといったデジタルとアナログである農業を組み合わせることで農業の問題を改善できるのではないかと考えたことから、参入を決断したそうです。</p> <p>今回の申出地は、農林水産業の振興を図ろうとする、一般社団法人食農健をきっかけに、最終的にたどり着いたもので、都内へのアクセスも良く、また、計画している栽培方法に適した、未利用の農業用ハウスがあることから、適地として選定したとのことです。</p> <p>法人の社員のうち、4名が農業に従事する予定となっております。社員の中に、実際に栽培を経験してきた現役農家や、栽培技術を研究し、農地での実習経験のある方がおられるようです。</p> <p>また、AIの技術も導入し、農作業の効率化を図っていくとのことです。</p> <p>作目については、いちごと椎茸が主でありまして、既存の農業用ハウスを利用した、環境制御装置等を導入しての完全無農薬栽培のいちご栽培の他、新設ハウス内でのいちご栽培、菌床椎茸栽培を行う計画となっております。</p> <p>販路については、いちごは予約販売や業者へ卸すのがほとんどで、椎茸はすべて業者に卸す予定です。</p> <p>なお、観光農園とすることは考えていないとのことでした。</p> <p>今回のような先端技術の農業への導入については、アグリテックを推進している深谷市の方向性と合致するものと考えられ、同時に大変興味深いものだと思います。</p> <p>周辺の方々や土地提供者などと、うまくやっていただく必要はあると感じますが、営農計画については大きな問題は無いものと考えます。</p>	
	議 長	<p>農地利用最適化推進委員7番ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農地利用最適化推進委員6番お願いします。</p>	

会	議 件 名	て ん 末	
議 進 行		<p>最適化 推進委員 6番</p>	<p>利用権、新規就農報告をいたします。 整理番号53番から55番の借受人の新規就農につきまして、令和2年2月18日に、私と議席番号15番、事務局職員でヒアリングを行いました。 借受人は、都内の実家から車で通勤しながら、深谷市に農業参入している法人で3年間農作業に従事しております。 この度、農業法人として借り受けることに至らなかった農地を自ら借り受け、個人として、ねぎの栽培を行っていきたいとのことです。生産した泥ねぎは、農業法人の国済寺地内にある拠点に持っていき、法人に固定価格で販売する計画です。 なお、今回の営農活動については法人からも了承が得られているようです。 農業用機械や物置については、営農が困難な農家より、借り受けられることとなっており、必要に応じて仲間の助けが得られる見通しです。予定している作目は栽培の実績があり、販売先も決まっています、その販売先である法人の販路もしっかりしているようです。 耕作を行っていく上で、必要な機械などの基本装備は整っており、耕作意欲も感じられ、しっかりやってもらえるものと考えております。</p> <p>議 長 農地利用最適化推進委員6番ありがとうございました。 それでは、先ほど決しました以外の案件につきまして、一括審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため本件は原案通り決定します。</p>
状 況	<p>議案第9号 「農地法第3条の規定による許可申請について」</p>	<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明させていただきます。 「農地法第3条の規定による許可申請について」は、本日の総会において承認いただきますと、本日付で許可となるものでございます。 本議案につきましては、別添の議案資料がございますので、そちらについても2ページから、あわせてご覧ください。</p> <p>【議案第9号、整理番号1番から4番を議案書をもとに朗読】</p> <p>事務局 整理番号1番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、露地野菜の生産向上を図るためとのことであり、取得後においてはブロッコリーの作付けを行うとのことでございます。</p>

	会 議 件 名	て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>整理番号2番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、一緒に農業経営を行っている両親から、老齢のため経営地すべてを譲り受けるとのことであり、移譲後においては、米、きゅうり、ほうれん草の作付けを行うとのことでございます。</p> <p>整理番号3番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、大根の生産力向上を図るためとのことであり、取得後においては、大根の作付けを行うとのことでございます。</p> <p>整理番号4番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地が経営地に隣接しているため、これを取得し、経営拡大を図るためとのことであり、取得後においては、じゃがいもの作付けを行うとのことでございます。</p> <p>事務局 3条許可申請につきましては、以上4件、田4筆 3,327㎡、畑11筆 9,654㎡となっております。 なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用されること及び周辺の農地の利用に支障がないことの確認として、申請に関する農地につきましては、令和2年2月14日に、議席番号1番、23番、農地利用最適化推進委員15番、16番と事務局職員で現地確認を行いましたことを、あわせてご報告いたします。</p> <p>事務局 「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は、以上でございます。ご審議をお願いします。 ご審議をお願いします。</p> <p>議 長 ただいま、事務局より説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、議席番号1番及び農地利用最適化推進委員15番に意見ををお願いします。</p> <p>議 長 はじめに、農地利用最適化推進委員15番、お願いします。</p> <p>最適化推進委員15番 令和2年2月14日に、私と議席番号23番と事務局職員で3条申請に関する農地の現地確認を行いました。 整理番号1番と2番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきまして、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上2件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p> <p>議 長 農地利用最適化推進委員15番ありがとうございました。 続きまして、議席番号1番をお願いします。</p> <p>1番 令和2年2月14日に、私と農地利用最適化推進委員16番と事務局職員で、3条申請に関する農地の現地確認を行いました。 整理番号3番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 整理番号4番の譲受人の経営地につきましては、是正対応中の農地を除き、すべてが耕作されておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上2件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	議席番号1番ありがとうございました。 それでは、本件について一括審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
進 行 状 況	議案第10号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可 申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第10号「農地法第4条第1項の規定による許可申請 承認について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、 深谷市へ意見書の進達を行い、市で審査及び処理をした後、 3月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。 また、別添の議案資料の4ページを、あわせてご確認ください。
		事務局	それでは、整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、平成8年頃から農家住宅敷地 の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、 改めて申請を行うものであります。 整理番号2番でございます。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和34年頃から農家住宅敷地の 一部として利用してきましたが、住宅の建て替えに際し、改めて 申請を行うものであります。 整理番号3番でございます。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和50年頃から農家住宅敷地 の一部として利用してきましたが、手続きが未了であったため、 改めて申請を行うものであります。 整理番号4番でございます。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、地域に需要が見込まれるため、 申請地に長屋住宅を建築したいというものであります。
		事務局	「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」は、 以上4件でございます。 ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま、事務局より説明がありました、議案第10号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」 審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。

会 議 件 名		て ん 末	
会		議 長	(委員より「質疑なし」との声) 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。
		議 長	(委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
議	議案第11号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
進		事務局	議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」でございます。 (議案書・申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、関越自動車道花園インターチェンジの北東約600mに位置する集落介在在、いわゆる2種農地の中に存在する農地につきまして、平成26年10月21日付で保育園敷地として転用の許可がなされた敷地でございます。 こちらの敷地につきまして、事業を別の者に継承したいということで、計画の変更の申請がなされております。 農地法に関する事務処理要領として深谷市が定めております、農地調整関係事務処理要領において、許可の目的の達成が困難な場合における、事業計画の変更の取り扱いが規定されており、当時、許可を取った者に代わって、当該許可に係る土地について転用を希望する者があるときは、許可の目的達成ができなかった理由が、転用事業者の故意または過失によるものではなく、許可の取消を行っても、その土地が旧土地所有者によって、農地として効率的に利用される見込みのない場合等、相当な理由が認められる場合には、これを承認することができることとされております。 当時の申請人につきましては、事業に着手し、盛り土造成工事の一部を行いました、その工事期間中に、当時の代表者である父親の持病の悪化により、父親が経営をリタイアせざるを得ない状況となり、現在も父親は病氣療養中であり、経営には復帰しておりません。そのため、こちらの法人につきましては、代表者の方の外国籍等の問題もございまして、お父様ではなく継承者である娘様の融資に対し、当時の融資先の方から、融資の見送りをされてしまい、資金面の折り合いがつかなくなってしまう致し方なく、計画を断念せざるを得ない状況となっております。 当時の申請は、保育所の移転を行う計画でございましたが、現在、深谷市の桜ヶ丘地内で保育園を経営しておりますが、当時、地主様と土地の引き渡し等の交渉を行った結果、今後も借り入れられることとなり、この移転計画がなくなり、現在も保育園の経営は継続して行っております。 申請地につきましては、既に盛り土工事がなされており、農地に復元するためにも、相応の費用と時間がかかってまいります。 また、申請地の周辺につきましては住宅介在在の一部、いわゆる先ほど申し上げました第2種農地ということになりまして、深谷市の農業振興計画上も利用集積等を行って農業の効率的経営の見込まれない土地となっております。 以上のような理由から、変更の手続きを行う事に関しましては、特に手続きについて事務処理要領上は、支障が無いものであると判断できると、考えております。
行			
状			
況			

	会 議 件 名	て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>整理番号12番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、資材置場及び駐車場で借り入れている土地について、地権者から返却を求められており、返却することとなったため、事業所に隣接する申請地を譲り受け、事業所の拡張を行いたいという申請でございます。全体面積については、750.82㎡となります。</p> <p>整理番号13番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号14番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、保育園の経営を行っておりますが、現在の駐車場敷地は保育所から少し距離があり、送迎等の際に十分な安全確保が行えないため、保育園に隣接する申請地を借り受け、園児の安全確保のための駐車場の移転を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号15番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 本案件につきましては、先ほどの議案第11号にて、計画変更の承認をいただきました敷地についての申請でございます。 譲受人は、経営規模を拡大するため申請地を譲り受け、店舗の移転を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号16番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、深谷市が発注した工事実施に際し、現場事務所及び資機材置場として利用するため、養生シートを設置した後、鉄板敷を行い資材置場等として、一時利用したいという申請でございます。 使用期間は、令和2年3月15日から令和2年12月31日までを計画しており、工事完了後は、耕耘後、地権者へ返却する旨の復元計画書が提出されております。</p> <p>整理番号17番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、秩父鉄道軌道下推進工事実施に際し工事用用地として利用するために、養生シートを設置した上に鉄板敷を行い、資機材置場、現場事務所、工事のための汚水処理施設を設置するために申請地を一時利用したいという申請でございます。 使用期間につきましては、許可日から1年間となっております。工事完了後は、耕耘後、地権者へ返却する旨の復元計画書が提出されております。</p> <p>事務局 「農地法第5条第1項の規定による許可申請については、以上17件となります。 ご審議をお願いします。</p> <p>議 長 ただいま事務局より説明のありました、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。</p> <p>議 長 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
議	議案第13号 「深谷市農地利用最適化 推進委員の担当区域等 に関する規則の一部を改正 する規則について」	議 長	次に、議案第13号「深谷市農地利用最適化推進委員の担当区域等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第13号「深谷市農地利用最適化推進委員の担当区域等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。 この度の一部改正につきましては、令和2年2月21日の換地処分により、岡中央地区の区画整理事業が終了したことに伴い、所要の改正を行うものであります。 改正の内容につきましては、別添、議案資料の7ページをご覧ください。 こちらが改正後の規則となりますが、表中の岡部の担当区域が改正となります。 なお、議案資料の9～10ページに、新旧対照表がございまして、左側が改正前、右側が改正後となります。 議案資料の10ページをご覧ください。 岡部の表の右側、改正後のところで「岡」の次に、新たに「岡」から分かれた区域として、「岡一丁目」、「岡二丁目」が加わってございます。 改正内容は以上となります。
進		事務局	最後に、附則でございしますが、議案書59ページをご覧ください。「附則、この規則は、公布の日から施行するもの」でございします。提案理由でございしますが、岡中央土地区画整理事業の換地処分に伴い、農地利用最適化推進委員の岡部の担当区域に新たに町の区域が画されたので、この案を提出するものであります。
		事務局	議案第13号「深谷市農地利用最適化推進委員の担当区域等に関する規則の一部を改正する規則について」の説明とさせていただきます。 ご審議をお願いします。
行		議 長	ただいま、事務局より説明のありました、議案第13号「深谷市農地利用最適化推進委員の担当区域等に関する規則の一部を改正する規則について」を審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
状		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
況			

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び 議案に関する審議はすべて終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上で、令和2年第2回定例総会を閉会いたします。